

第3回 門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

「粗大ごみの有料化」について、門真市廃棄物減量等推進審議会に「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」を審議いただいております。

審議会での議事の要点は次のとおりです。

開催日時：平成 19 年 5 月 14 日（月）午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

会 場：門真市リサイクルプラザ 5 階会議室

出席委員：10 名 / 15 名

- 第 2 回審議会で審議された「粗大ごみ有料化」に関する基本的な考え方について再度審議が行なわれた。
- 実施予定日（平成 20 年 4 月 1 日）に向けての手筈。
 - ・ 9 月議会で審議・承認の後、10 月位より順次市民周知（広報かどま・地域説明会・出前説明会・市ホームページ・チラシ冊子の配付などによる）を図る。
 - ・ 10 月中に入札制度により仮称「粗大ごみ受付センター」の委託業者の選定。
 - ・ 11 月～1 月業者との実務検討協議作業、1～2 月市実務職員研修、3 月より粗大ごみ申込み受付開始。
- 周辺各市の粗大ごみ有料化への状況。
 - ・ 守口市が昨年 12 月に議会承認を得て、19 年 12 月から有料化実施。
 - ・ 大東市が無料ではあるが今年よりコールセンター（民間委託）による受付方式。
 - ・ 枚方市 14 年 4 月から有料化を実施。
 - ・ 大阪市は 18 年 10 月より有料化を実施。
- 有料化する品目（粗大ごみ）
 - ・ 現在 4 週に 1 回収集している家具、家電製品、スチール製品及び自転車、マットレスなどの粗大ごみのうち、その最大の辺または径が「おおむね 30 cm を超える」耐久消費財等とする。

（以上の有料化する品目についての委員の意見）

- ・ 「おおむね 30 cm」という表記について、きっちり 30 cm すべき。30 cm を超えるものを有料化すると考えればいいのか、29 cm でも有料化するという話をするのか、その点を確認しておくことが大事。
- ・ 「おおむね」という言い方はトラブルの元になる気がするが。
- ・ 30 cm を超えないものは無料とはっきりすべき。ゆとりをもって判断をという話があるがどこまでをゆとりとするかの問題が起きてくる。
- ・ 受付センターとのやりとりで金額を決めるわけだからきっちりとしたものが必

要。

- ・ はっきり 30cm と決めたほうが市職員も実務でやりやすいのでは。
- ・ 長さだけでよいのか、体積的なことは考えなくてよいかどうか。厚みのあるものと薄いものがある。大分違ってくと思うが。
- ・ 門真市の規定で言うなら一辺 30cm の立方なら（無料）ということになる。薄っぺらい物でも 31cm なら有料となってしまう。
一辺 30cm に体積なり何なりを注釈として付けなければならない。市の規定なら一辺が 30cm というだけで、あとはどうなのかがないので、もし体積まで考えるなら第 2 辺の長さまで言及する必要がある。そういう規定を設けるのかそこまでいくと煩雑なので一辺だけでいくのか、その辺の判断をどうするか。
- ・ やりとりが電話なので、そこが問題。現物を見てなら判断しやすいが。
- ・ 豊中市の例を見ると 30cm 未満は全て無料。それ以外は有料と明確。
- ・ 30cm 以上を有料とするのか、30cm を超えるものを有料とするのか、30cm ピッタリのものはどうするか、その辺の表現を考慮する必要がある。
- ・ 「30cm を超えるもの」となっているので厳密にいうと 30cm は無料となる。
以上とするか超えるとするかで、30cm の扱いが変わってくる。

（委員意見に対する市の考え）

- ・ 「おおむね」との言葉は、有料化各市の資料の中での言い回しを参考にしたもの。
おおむねにこだわりはないので「きっちり 30cm」とご意見いただければそのように。
 - ・ 最低基準を 300 円とさせていただいたうえで、お出しいただいた意見を考慮しながら中身については精査したい。
 - ・ 字句等についても精査していく。
- 処理手数料の考え方について。
- ・ 既に粗大ごみ有料化が導入されている他都市の状況を考慮して概ね処理経費の 30% の負担をお願いする。すなわち基本料金 300 円を基とし大きさ長さ重量等を考慮して 5 区分（300 円・ 600 円・ 900 円・ 1,200 円・ 1,500 円）の料金を設定したい。
 - ・ 粗大ごみに係る費用のみからの料金設定をとのご意見をいただいたが、ごみの中から有料化とするごみのみを抽出しそれにかかる経費を計算することは困難なことから家庭系ごみ全体に係る費用から料金を設定させていただく。

（以上の処理手数料の考え方についての委員の意見）

- ・ 前回、5 区分が煩雑すぎないかという意見が出ていたが。他都市との状況を見

ながらの設定とのことで妥当なものだと判断する。

○料金の徴収方法について。

- ・市民の立会いが不要（臨時収集を除く）で、身近なところで処理券を購入して排出物に貼りつける料金シール方式。
- ・処理券の購入は利便性を考慮して公共施設・コンビニエンスストア・郵便局等を販売所として検討する。
- ・前回の懸案でありますシールを記名式とするかどうかについて。
有料化各市の大半が名前を記入している。

（以上の徴収方法についての委員の意見）

- ・料金シール販売所について身近な所ということだがこの点について、また排出者の名前を書くという点は、他市は大半が記入しているのだから門真市でも可能ということにはならないかどうか。
- ・販売所に米穀店を入れると利便性が増すのでは。
（タバコ販売店・酒店・ホームセンター・スーパー等の意見もいただく）
- ・スーパー等も地域協力の点から対象に入れてはどうか。
- ・できるだけ買い求めやすいところを考慮するという事で検討を。
- ・料金シールへの名前の記入について、確か東京方面だったと思うが生ごみでも名前を記入しているところもある。
- ・出したものに責任を持つということから賛成。
- ・料金シールは、貼り替えできない方式にしたいと聞いたが、剥がしてよそこに貼り付けることができないようになっているのか。

（委員意見に対する市の考え）

- ・処理券（料金シール）販売所は、販売所としてのご了解がいただけるかどうか等、さまざまな問題があるが利便性を考慮しながら調整を図っていく考え。
- ・料金シールについては、剥がしても最初に貼ったものに文字が残り悪用されにくくなっている。

（料金シールへの記名は、審議会として「記名すること」に意見がまとまる。

○粗大ごみの排出及び収集の方法について

- ・現在の4地区について月に5点までとする。それ以上になれば臨時収集の扱いとなる。
- ・収集方法は原則戸別（団地・マンションなどの集合住宅は集積場所に）
- ・指定日に出せない場合は臨時収集を申し込んでいただく。

（以上の粗大ごみの排出及び収集の方法についての委員の意見）

- ・月 5 点がよいのかどうか。
- ・戸別収集で大きなタンスなどを家の前に置くことはどうなのか。狭い場所だと問題が起こらないか。
- ・大きなものが 5 点も出されたとなると大変なことになるのではないか。
- ・大きなものが多く出される場合は臨時収集でとは、ならないか。

（委員意見に対する市の考え）

・月 5 点について・・・各市の状況では制限無しが 6 市、6 点までが 4 市、5 点までが 2 市。大体 5 点から 6 点ということから 5 点と決めたもの。5 点を超えるとあとで詳しく説明するが臨時収集ということで通常の 1.5 倍の料金をいただくことを予定している。そうすると点数を落とすと臨時に移行する分負担が増えてしまうことになるのでこれ以下には落とせないと考えている。枚方市 6 点、豊中市 5 点、大阪市無制限。耐久消費財はできる限り長くお使いいただくことを主眼としていることから排出に制限をさせていただいた。引越し大掃除などに伴う大量排出については臨時収集させていただきたい。

○申込み・問い合わせ方法について

- ・申込み・問合せ先としては仮称「粗大ごみ受付センター」（民間委託）で毎週月曜日～金曜日（祝日を含む）の午前 9 時から午後 5 時に行なう予定。

（以上の申込み問い合わせの方法についての委員の意見）

- ・土曜日・日曜日はできないのかも含め、午後 5 時までという時間帯でよいのか。
- ・受付時間が遅くまであるほうが便利だが委託料は高くなるということになると思うが。
- ・午後 5 時以降午後 6 時までとする場合も委託料は高くなるのか。
- ・遅くまでの受付は単身者などには特に便利ではないか。
- ・午前 9 時からでなくても午前 10 時から午後 6 時までとずらしてもよいのでは？
- ・午前 9 時から午後 5 時 30 分という市役所の勤務時間に合わせたらどうか。
- ・市役所の勤務時間だと市民の利便性にそぐわないこともある。午前 11 時からでもよいのではないか。スライドして午後 7 時までの受付にするほうが市民にとっては利用価値が高い。
- ・申込み当日は基本的には特に市と受付センターのやり取りはしなくても翌日の報告で可と思うので受付センターだけ遅くまでしてもよいのでは。
- ・コールセンターは何名体制の予定か。
- ・受付時間は午後 6 時くらいまでは是非してもらいたい。
- ・午前 9 時からすることよりも遅くまで受付できることのほうが市民にとって利

便性があると思う。

（委員意見に対する市の考え）

- ・土曜日・日曜日は通常よりコールセンターの費用が高くなる。
- ・時間延長および午前 10 時からの受付にした場合の委託料については確認する。
- ・受付センターの人員については、申込みがどれほどの数かによって精査していくことだが、3 名から 4 名くらいでの対応になるかと。

（審議会の意見のまとめ）

コストのことも考えながら市で精査していく必要がある。土曜日・日曜日の受付は難しいかもしれないが「受付の後半部分は午後 6 時まで」ということにまとまる。

○市民周知の徹底について

- ・地域説明会や出前説明会・広報かどま・ホームページ掲載・チラシ冊子の配付また広報かどまの別刷りや地域説明会用冊子の作成などを行なうことを考えている。

（以上の市民周知の徹底についての委員の意見）

- ・外国籍の方への周知方法の考えは。
- ・各種団体からの要請による説明会への考えは。
- ・自治会の掲示板にポスターを貼るとか。
- ・現在集積場所に設置している「ごみ出しの説明板」に有料化に関する説明文を追加したらどうか。数が多いから効果的と思う。

（委員意見に対する市の考え）

- ・中国籍の方が多い地域の自治会より要望いただければ中国の方用の説明会開催も考えなければと思います。
- ・各種団体から要請いただければ説明に寄せていただく。また 5 人以上の出前説明会（要会場提供・日曜日以外）も考えている。
- ・集積場所の説明板は今の分を 20 年度全体としてやりかえる予定があるので検討したい。

○臨時収集処理手数料について

- ・有料化ごみを月 1 回の決められた日に出せない方、あるいは 6 点以上になる方については臨時収集（立会いが必要）で対応。この場合徴収方法は処理券

ではなく現場で現物を確認したうえでの現金支払とする。

この中で有料品目については1.5倍の料金をいただく。その他の品目については45ℓの1袋に対し料金を設定し徴収する。

- ・粗大の割増は豊中市は1.5倍、枚方市は通常料金と1回の収集に対しプラス1,200円の基本料金を徴収している。その他の市については重量又は体積により通常料金より高い処理手数料を徴収。別料金の設定が無いのが大阪市と貝塚市。
- ・通常は決められた日に5点まででお出しいただきたい。
- ・臨時収集については別立ての収集となることから1.5倍でお願いしたい。

○生活保護世帯に対する取扱い

- ・有料化となる粗大ごみ排出は稀なものとの考え方から有料とさせていただく。

○不用品交換システムの運用について

- ・現在でも臨時収集の受付時、良品排出情報を得た場合はエコパークと連携し再生品としての活用を考えるようなシステムとしているが粗大ごみとして収集現場で破砕して持ち帰りが原則なので難しい面があり今後の研究課題。
- ・再生品の情報を得たらボード等に貼り出すなど個人対個人で交渉いただくシステムを考えている。

(以上の市民周知の徹底についての委員の意見)

- ・過去に所属団体で不用品交換情報バンクを行い市役所ロビーで公開したことがあったがスペース的な事情で、団体のみの会報に載せることになった。より広く知らせることが重要。今は年1回、開催している。(クレームの恐れがある食料品・電気製品は除外している。)是非、推進を。
- ・引越しなどで時間の余裕が無い時に不用品交換をまとめるのは大変という問題がある。
- ・ガレージセールなどをバックアップする方法なども一考。
- ・減量化につながることであるし、惜しみながら出す場合があるわけだから、双方を上手につなげてあげる方法を考える必要がある。
- ・業者などに情報提供すれば、その分、市が回収する量が減ると考えるが。

(委員意見に対する市の考え)

- ・不用品交換情報は、できればエコパークから発信させたい。
- ・排出物には所有権があり業者等に情報提供できない。

○実施計画について

- ・有料化収集の実施に係る申込み開始時期は平成20年3月から、有料化開始は平成20年4月1日から。

市民への周知及びごみの管理体制についてですが、市民意見の募集や意向の把握について、これをどうするかをご審議いただきたい。

市民周知へのマニュアル、保存版粗大ごみマニュアル、例年3月に配付のごみの出し方・分け方については全戸配付を考えています。

地域説明会・出前説明会等での周知、有料化後の実務について市職員研修の実施。不法投棄に関する対応について市職員で構成する廃棄物処理法等の研修を修了した56名の清掃指導員による指導監視体制を確立し市民啓発、監視パトロールを実施していきたい。

(以上の実施計画についての委員の意見)

- ・審議会の審議内容をまとめたものをできるだけ早く市民に示し、意見をいただきそれを基にもう一度審議する作業が必要であると思う。

○審議会意見具申案作成に向けての配慮事項について

- ・日本語の理解が困難な方への配慮、不用品のリサイクル化の方策、事業者に対するごみ減量化努力のお願い、生産者側にリサイクル可能なものを作らせるための国への働きかけ等が考えられるのではないかと。リサイクルプラザを発信基地として市民への啓発活動を行なうのかも配慮事項になるかと思います。料金の設定をどうするかという点、手助けの必要な方に行政として何をしていくのかという点。様々に、ご審議いただいた中で集約していけるのではと考えております。

(以上の審議会意見具申案作成に向けての配慮事項についての委員の意見)

- ・事業系ごみであるとか、拡大生産者責任という基本的なことということは大切なことであると思います。今日はかなり詳しいご意見が出たと思いますが次回は具申案の骨子となるものを審議したい。
- ・外国籍の方への有料化説明の配慮の話があったが、目の不自由な方々への説明も考えられないか。
- ・前回有料化の意義について確認したが経費について、収支はどうかという点。全体として収集経費が安くつくならその点を明記して欲しいと思う。

(委員意見に対する市の考え)

- ・ 市民周知については出前説明会などで会場を提供いただけること、5人以上であること、日曜日以外で要請があれば行かせていただくことを考えている。
- ・ 収集のコストは直営のため減少はないと思います。焼却面でどれだけ粗大ごみが排出抑制され消却量を減らせるかですが、堺市の例では20～30%減量化されたというデータがありますが。有料化実施後、翌年でないとわからない見込み。

(以上で第3回審議会は終了)